

令和８年議案第５１号

江南市立学校共同学校事務室設置要綱の一部改正について

江南市立学校共同学校事務室設置要綱の一部を改正する要綱を別紙のとおり定めるものとする。

令和８年７月２日提出

江南市教育委員会

教育長 高田 和明

提案理由

この案を提出するのは、江南市長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部改正に伴い、所要の整備を図る必要があるからであります。

江南市立学校共同学校事務室設置要綱の一部を改正する要綱（案）

江南市立学校共同学校事務室設置要綱（平成３０年４月１日施行）の一部を次のように改正する。

別表中「１０万円」を「２０万円」に改める。

附 則

この要綱は、令和８年７月２日から施行する。

(参 考)

江南市立学校共同学校事務室設置要綱の一部を改正する要綱（案）の新旧対照表

新		
第8条 ブロック内の各校長の権限に属する事務の一部を室長に専決させることができる事項は、別表のとおりとする。ただし、次に掲げる場合には、専決させることはできない。 (1) ～(3) (略) 2 (略) 別表（第8条関係） <table><tr><th>室長専決事項</th></tr><tr><td> ① 教職員の身分及び給与に関する証明 ② 教職員の扶養手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当の認定に関すること。 ③ 教職員の児童手当の認定に関すること。 ④ 児童・生徒の身分及び通学等に関する証明 ⑤ 卒業生の卒業に関する証明 ⑥ 公立学校共済組合及び互助会に係る事実の確認、その他の手続き ⑦ 保存年限を経過した文書の廃棄 ⑧ 教職員の給与等に係る報告 ⑨ 旅費に係る請求依頼の確認及び審査 ⑩ 維持管理用需用費等で一件 <u>20万円</u>以下の支出の原因となる契約その他の行為 ⑪ 単価契約をした物品の納入指示 ⑫ 会計経理に係る軽易な報告 ⑬ 前各号に掲げるもののほか、所掌事務に係る軽易かつ定例的な調査 </td></tr></table>	室長専決事項	① 教職員の身分及び給与に関する証明 ② 教職員の扶養手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当の認定に関すること。 ③ 教職員の児童手当の認定に関すること。 ④ 児童・生徒の身分及び通学等に関する証明 ⑤ 卒業生の卒業に関する証明 ⑥ 公立学校共済組合及び互助会に係る事実の確認、その他の手続き ⑦ 保存年限を経過した文書の廃棄 ⑧ 教職員の給与等に係る報告 ⑨ 旅費に係る請求依頼の確認及び審査 ⑩ 維持管理用需用費等で一件 <u>20万円</u>以下の支出の原因となる契約その他の行為 ⑪ 単価契約をした物品の納入指示 ⑫ 会計経理に係る軽易な報告 ⑬ 前各号に掲げるもののほか、所掌事務に係る軽易かつ定例的な調査
室長専決事項		
① 教職員の身分及び給与に関する証明 ② 教職員の扶養手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当の認定に関すること。 ③ 教職員の児童手当の認定に関すること。 ④ 児童・生徒の身分及び通学等に関する証明 ⑤ 卒業生の卒業に関する証明 ⑥ 公立学校共済組合及び互助会に係る事実の確認、その他の手続き ⑦ 保存年限を経過した文書の廃棄 ⑧ 教職員の給与等に係る報告 ⑨ 旅費に係る請求依頼の確認及び審査 ⑩ 維持管理用需用費等で一件 <u>20万円</u>以下の支出の原因となる契約その他の行為 ⑪ 単価契約をした物品の納入指示 ⑫ 会計経理に係る軽易な報告 ⑬ 前各号に掲げるもののほか、所掌事務に係る軽易かつ定例的な調査		

旧

第8条 ブロック内の各校長の権限に属する事務の一部を室長に専決させることができる事項は、別表のとおりとする。ただし、次に掲げる場合には、専決させることはできない。

(1) ～(3) (略)

2 (略)

別表 (第8条関係)

室長専決事項

- ① 教職員の身分及び給与に関する証明
- ② 教職員の扶養手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当の認定に関する
こと。
- ③ 教職員の児童手当の認定に関すること。
- ④ 児童・生徒の身分及び通学等に関する証明
- ⑤ 卒業生の卒業に関する証明
- ⑥ 公立学校共済組合及び互助会に係る事実の確認、その他の手続き
- ⑦ 保存年限を経過した文書の廃棄
- ⑧ 教職員の給与等に係る報告
- ⑨ 旅費に係る請求依頼の確認及び審査
- ⑩ 維持管理用需用費等で一件 10万円以下の支出の原因となる契約その他の行為
- ⑪ 単価契約をした物品の納入指示
- ⑫ 会計経理に係る軽易な報告
- ⑬ 前各号に掲げるもののほか、所掌事務に係る軽易かつ定例的な調査

江南市立学校共同学校事務室設置要綱（案）

江南市立学校事務共同実施要綱（平成２７年４月１日施行）の全部を改正する。

（趣旨）

第１条 この要綱は、江南市立学校管理規則（昭和３４年教育委員会規則第１号。以下「管理規則」という。）第１２条の１７第５項の規定に基づき、共同学校事務室の組織及び運営に関して、必要な事項を定めるものとする。

（共同学校事務室）

第２条 共同学校事務室は、管理規則別表第５に定める共同実施ブロック（以下「ブロック」という。）の構成校の事務職員をもって構成する。

２ 共同学校事務室の運営責任者としてブロックに室長を置き、室長以外の事務職員を室員とする。

３ 室長は、原則として総括事務長を充て、愛知県教育委員会の同意を得て教育委員会が命ずる。ただし、当該ブロックに総括事務長がいない等の場合には、適当と認める者に愛知県教育委員会の同意を得て教育委員会が命ずる。

４ 共同学校事務室は、室長の本務校（以下「拠点校」という。）に設置する。

５ 室長は、業務の円滑な推進のため、教育委員会の承認を得て、室長を補佐するため副室長を室員の中から選任することができる。

（室長の職務）

第３条 室長は、当該共同学校事務室の事務を効率的かつ適正に処理するために次に掲げる職務を行う。

- （１）室員の指導及び育成
- （２）室員の事務の割振り
- （３）室員の事務の繁閑の平準化
- （４）室員間の連携を図るための定期的なミーティングの実施
- （５）室員の服務管理
- （６）ブロック内の各校長との連携
- （７）その他管理規則第１２条の１７第４項に規定する共同学校事務室において処理する業務を円滑に実施するために必要と認められる職務

（運営）

第4条 室長は、当該共同学校事務室において処理する業務について、年度当初にブロック内の各校長と十分協議したうえで、共同学校事務室運営計画を策定し教育委員会へ報告する。

2 教育委員会は、共同学校事務室の円滑な運営及び学校の管理運営に係る業務の推進のために、学校事務共同実施協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

3 協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

（室長及び室員の役割）

第5条 室長及び室員の職名及び業務は、次の表のとおりとする。

職名	業務
総括事務長	・管理規則第12条の17第4項に定める事務を総括処理し、実務処理について一次的な責任を負う。 ・第3条に掲げる業務を行う。
事務長	・管理規則第12条の17第4項に定める事務の実務処理を管理、監督する。 ・総括事務長を補佐し、総括事務長が事故又は不在の時は共同学校事務室を代表する。
主査	・管理規則第12条の17第4項に定める事務を整理する。 ・総括事務長、事務長が事故又は不在の時は共同学校事務室を代表する。
主任	・管理規則第12条の17第4項に定める事務をつかさどり、一部の事務を整理する。 ・主事の実務処理を指導する。
主事	・管理規則第12条の17第4項に定める事務をつかさどる。

（事務主幹）

第6条 市内の複数のブロックを取りまとめ、共同学校事務室間の調整や教育委員会事務局等との調整を行うために事務主幹1名を置く。

2 事務主幹は、室長のうちから教育委員会が任命する。

3 事務主幹の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

4 事務主幹に事故あるときは、室長のうち職階の上位の者又は経験年数が長い者が、その職務を代理する。

（事務主幹の役割）

第7条 事務主幹は、市内の共同学校事務室の運営が円滑に行われるよう、協議会等の指示に基づき、共同学校事務室間の調整を行う。

2 事務主幹は、江南市立小中学校校長会と連絡及び調整を行う。

(専決事項)

第8条 ブロック内の各校長の権限に属する事務の一部を室長に専決させることができる事項は、別表のとおりとする。ただし、次に掲げる場合には、専決させることはできない。

(1) 室長が総括事務長又は事務長でない場合

(2) 事案が重要又は異例と認められる場合

(3) 事案について疑義若しくは紛議があり、又は紛議を生じる恐れがあると認められる場合

2 室長は、専決した事項について必要に応じ、ブロック内の関係校長に報告しなければならない。

(室長及び室員の身分)

第9条 室長及び室員は、当該事務職員それぞれの所属する学校を本務校とする。

2 教育委員会は、共同学校事務室の運営上、共同学校事務室を構成する各学校の事務職員にブロック内の各学校を兼務校とするよう愛知県教育委員会へ内申する。

(室長及び室員の服務)

第10条 室長及び室員の服務監督は、本務校で業務に従事する場合は、本務校の校長が、拠点校及び兼務校で業務に従事する場合は、当該校の校長がそれぞれ行う。

2 ブロック内の各校長は、当該校を本務校とする事務職員に対し、共同学校事務室運営計画に基づき、拠点校等への出張を命ずるものとする。

(事務処理)

第11条 共同学校事務室における事務処理は、この要綱に定めるものを除くほか、関係法令、条例又は規則等の定めるところによる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和５年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は令和６年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は令和８年７月２日から施行する。

別表（第８条関係）

室長専決事項
① 教職員の身分及び給与に関する証明 ② 教職員の扶養手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当の認定に関すること。 ③ 教職員の児童手当の認定に関すること。 ④ 児童・生徒の身分及び通学等に関する証明 ⑤ 卒業生の卒業に関する証明 ⑥ 公立学校共済組合及び互助会に係る事実の確認、その他の手続き ⑦ 保存年限を経過した文書の廃棄 ⑧ 教職員の給与等に係る報告 ⑨ 旅費に係る請求依頼の確認及び審査 ⑩ 維持管理用需用費等で一件２０万円以下の支出の原因となる契約その他の行為 ⑪ 単価契約をした物品の納入指示 ⑫ 会計経理に係る軽易な報告 ⑬ 前各号に掲げるもののほか、所掌事務に係る軽易かつ定例的な調査

令和8年議案第52号

江南市地域クラブ活動試行実施要領の一部改正について

江南市地域クラブ活動試行実施要領の一部を改正する要領を別紙のとおり定めるものとする。

令和8年7月2日提出

江南市教育委員会

教育長 高田 和明

記

提案理由

この案を提出するのは、地域クラブ活動の地域展開をさらに進展させる上で、家庭の経済格差が生徒の体験格差につながることを防ぐ、経済的に困窮する世帯の生徒へ支援する等の必要があるからであります。

江南市地域クラブ活動試行実施要領の一部を改正する要領（案）

江南市地域クラブ活動試行実施要領（令和 7 年 4 月 1 日施行）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

江南市地域クラブ活動実施要領

第 1 条中「スポーツ・文化環境」を「スポーツ・文化芸術環境」に、「試行実施」を「実施」に改め、「令和 8 年度 2 学期から」及び「段階的に」を削る。

第 2 条第 1 項中「スポーツ・文化活動」を「スポーツ・文化芸術活動」に改め、同条第 2 項中「月 2 回」を「月 4 回」に改める。

第 6 条の見出しを「（参加料等）」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

（参加料の免除）

第 6 条の 2 教育委員会は、参加者であって就学援助の認定を受けたものから参加料の免除の申請があったときは、参加料を免除する。

2 前項の規定により参加料の免除を受けようとする者は、江南市地域クラブ活動参加料の免除申請書（様式 1）に就学援助の認定書の写しを添えて、教育委員会に提出しなければならない。ただし、教育委員会が、就学援助の認定の有無を公簿等によって確認することができるときは、当該就学援助の認定書の写しの添付を要しない。

3 教育委員会は、前項の申請書の提出があったときは、その適否を決定し、地域クラブ活動の参加料免除の認定（不認定）通知（様式 2）により通知する。

4 前項の規定により参加料免除の認定を受けた者は、就学援助の認定を受けなくなったときは、直ちにその旨を教育委員会に申告しなければならない。

附則の次に次の 2 様式を加える。

様式 1 （第 6 条の 2 関係）

令和 ○年度 江南市地域クラブ活動参加料の免除申請書

年 月 日

江南市教育委員会

申請者（保護者）

住所

氏名

連絡先電話

（署名又は記名押印）

江南市地域クラブ活動実施要領第 6 条の 2 第 2 項の規定に基づき参加料の免除を申請します。

なお、江南市教育委員会が保有する私の就学援助に関する情報を確認することについて

☐ 同意します。

☐ 同意しません。別に免除の対象者であることを証する書類を提出します。

生徒	氏名	
	学校名等	
	部活動名	
	氏名	
	学校名等	
	部活動名	
	氏名	
	学校名等	
	部活動名	

様式2（第6条の2関係）

第 号
年 月 日

様

江南市教育委員会

地域クラブ活動の参加料免除の認定（不認定）通知

年 月 日付けで申請のありました地域クラブ活動の参加料免除に
ついては、下記のとおり決定しましたので、江南市地域クラブ活動実施要領第6条
の2第3項の規定により通知します。

記

決定内容

附 則

- 1 この要領は、令和 8 年 9 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の江南市地域クラブ活動実施要領第 6 条の 2 第 1 項の規定による参加料の免除を受けようとする者は、この要領の施行の日前においても、その申請を行うことができる。

(参 考)

江南市地域クラブ活動試行実施要領の一部を改正する要領（案）の新旧対照表

新	旧
<u>江南市地域クラブ活動実施要領</u> (目的) 第1条 この要領は、生徒にとって望ましい<u>スポーツ・文化芸術環境</u>及び学校の働き方改革の実現に向けて、地域クラブ活動の<u>実施</u>を行い、休日の部活動を地域展開していくことを目的とする。 (活動内容及び時間) 第2条 活動内容は、江南市内在住の中学生が合同で行う<u>スポーツ・文化芸術活動</u>とする。 2 活動時間は、1クラブ<u>月4回</u>を原則とし、1回3時間程度とする。 <u>(参加料等)</u> 第6条 (略) <u>(参加料の免除)</u> 第6条の2 <u>教育委員会は、参加者であって就学援助の認定を受けたものから参加料の免除の申請があつたときは、参加料を免除する。</u> 2 <u>前項の規定により参加料の免除を受けようとする者は、江南市地域クラブ活動参加料の免除申請書(様式1)に就学援助の認定書の写しを添えて、教育委員会に提出しなければならない。ただし、教育委員会が、就学援助の認定の有無を公簿等によって確認することができるときは、当該就学援助の認定書の写しの添付</u>	<u>江南市地域クラブ活動試行実施要領</u> (目的) 第1条 この要領は、生徒にとって望ましい<u>スポーツ・文化環境</u>及び学校の働き方改革の実現に向けて、地域クラブ活動の<u>試行実施</u>を行い、<u>令和8年度2学期から</u>休日の部活動を<u>段階的に</u>地域展開していくことを目的とする。 (活動内容及び時間) 第2条 活動内容は、江南市内在住の中学生が合同で行う<u>スポーツ・文化活動</u>とする。 2 活動時間は、1クラブ<u>月2回</u>を原則とし、1回3時間程度とする。 <u>(参加料)</u> 第6条 (略)

新	旧
<u>を要しない。</u> 3 <u>教育委員会は、前項の申請書の提出があつたときは、その適否を決定し、地域クラブ活動の参加料免除の認定(不認定)通知(様式2)により通知する。</u> 4 <u>前項の規定により参加料免除の認定を受けた者は、就学援助の認定を受けなくなつたときは、直ちにその旨を教育委員会に申告しなければならない。</u>	

新

様式1（第6条の2関係）

令和 ○年度 江南市地域クラブ活動参加料の免除申請書

年 月 日

江南市教育委員会

申請者（保護者）

住所

氏名

連絡先電話

（署名又は記名押印）

江南市地域クラブ活動実施要領第6条の2第2項の規定に基づき参加料の免除を申請します。

なお、江南市教育委員会が保有する私の就学援助に関する情報を確認することについて

☐ 同意します。

☐ 同意しません。別に免除の対象者であることを証する書類を提出します。

生徒	氏名	
	学校名等	
	部活動名	
	氏名	
	学校名等	
	部活動名	
	氏名	
	学校名等	
	部活動名	

旧

新

様式 2（第 6 条の 2 関係）

第 号
年 月 日

様

江南市教育委員会

地域クラブ活動の参加料免除の認定（不認定）通知

年 月 日付けで申請のありました地域クラブ活動の参加料免除
については、下記のとおり決定しましたので、江南市地域クラブ活動実施要領第
6 条の 2 第 3 項の規定により通知します。

記

決定内容

旧

江南市地域クラブ活動実施要領（案）

（目的）

第1条 この要領は、生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境及び学校の働き方改革の実現に向けて、地域クラブ活動の実施を行い、休日の部活動を地域展開していくことを目的とする。

（活動内容及び時間）

第2条 活動内容は、江南市内在住の中学生が合同で行うスポーツ・文化芸術活動とする。

2 活動時間は、1クラブ月4回を原則とし、1回3時間程度とする。

（参加対象者）

第3条 地域クラブ活動への参加対象者は、江南市内在住の中学生とする。

（事務局）

第4条 地域クラブ活動の事務局（以下「事務局」という。）は、教育委員会に置く。

（参加手続）

第5条 地域クラブ活動に参加を希望する生徒及びその保護者（以下「参加者」という。）は、教育委員会の定める方法により参加手続を行うものとする。

（参加料等）

第6条 参加者は、原則として参加1回あたり500円の参加料及びクラブ毎に要する経費を負担し、教育委員会の定める方法により納付するものとする。

（参加料の免除）

第6条の2 教育委員会は、参加者であって就学援助の認定を受けたものから参加料の免除の申請があったときは、参加料を免除する。

2 前項の規定により参加料の免除を受けようとする者は、江南市地域クラブ活動参加料の免除申請書（様式1）に就学援助の認定書の写しを添えて、教育委員会に提出しなければならない。ただし、教育委員会が、就学援助の認定の有無を公簿等によって確認することができるときは、当該就学援助の認定書の写しの添付を要しない。

3 教育委員会は、前項の申請書の提出があったときは、その適否を決定し、地域クラブ活動の参加料免除の認定（不認定）通知（様式2）により通知する。

4 前項の規定により参加料免除の認定を受けた者は、就学援助の認定を受けなくなったときは、直ちにその旨を教育委員会に申告しなければならない。

（変更、休会及び退会手続）

第7条 参加者は、氏名、住所、メールアドレス若しくは緊急連絡先に変更が生じたとき、又は地域クラブ活動を休会若しくは退会しようとする場合は、教育委員会の定める方法により速やかに届け出るものとする。

(保険)

第8条 参加する生徒及び指導員等は、すべて災害共済給付制度と同程度のスポーツ保険に加入するものとし、その加入手続きは、事務局が一括して行う。

(活動場所及び移動)

第9条 地域クラブ活動の活動場所は、クラブ毎に定め、原則として、市内中学校とする。ただし、学校行事等により、中学校での活動場所の確保が困難な場合に限り、公共施設の利用を許可する。

2 移動については、現地での集合解散を原則とする。

(連絡調整等)

第10条 指導員等及び事務局において、連絡調整会議を開くことができる。

(委任)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和8年9月1日から施行する。

2 改正後の江南市地域クラブ活動実施要領第6条の2第1項の規定による参加料の免除を受けようとする者は、この要領の施行の日前においても、その申請を行うことができる。

様式 1 （第 6 条の 2 関係）

令和 〇年度 江南市地域クラブ活動参加料の免除申請書

年 月 日

江南市教育委員会

申請者（保護者）

住所

氏名

連絡先電話

江南市地域クラブ活動実施要領第 6 条の 2 第 2 項の規定に基づき参加料の免除を申請します。

なお、江南市教育委員会が保有する私の就学援助に関する情報を確認することについて

☐ 同意します。

☐ 同意しません。別に免除の対象者であることを証する書類を提出します。

生徒	氏名	
	学校名等	
	部活動名	
	氏名	
	学校名等	
	部活動名	
	氏名	
	学校名等	
	部活動名	

様式2（第6条の2関係）

第 号
年 月 日

様

江南市教育委員会

地域クラブ活動の参加料免除の認定（不認定）通知

年 月 日付けで申請のありました地域クラブ活動の参加料免除については、下記のとおり決定しましたので、江南市地域クラブ活動実施要領第6条の2第3項の規定により通知します。

記

決定内容

令和 8 年議案第 5 3 号

「キッズマネーセミナー「おみせやさんごっこ」「こども投資チャレンジ」」の
後援名義使用について

別紙の者より江南市教育委員会後援名義使用承認申込書の提出がありましたので、
江南市教育委員会の後援名義使用に関する要綱第 3 条第 1 項の規定に基づき江南市教育委員会の承認を求める。

令和 8 年 7 月 2 日提出

江南市教育委員会
教育長 高田 和明

提案理由

この案を提出するのは、江南市教育委員会の後援名義使用承認申込書を受理したからであります。

令和 8 年議案第 5 4 号

「第 3 回江南市民スポーツ祭ボウリング大会」の後援名義使用について

別紙の者より江南市教育委員会後援名義使用承認申込書の提出がありましたので、江南市教育委員会の後援名義使用に関する要綱第 3 条第 1 項の規定に基づき江南市教育委員会の承認を求める。

令和 8 年 7 月 2 日提出

江南市教育委員会
教育長 高田 和明

提案理由

この案を提出するのは、江南市教育委員会の後援名義使用承認申込書を受理したからであります。